

重要事項	<p>□受信装置の設置やCSデジタル有料放送サービスの受信のために留め金、ブースター等の補助器具を必要とする場合においては、その費用は加入者が負担するものとします。</p> <p>□当社は、受信装置を設置するために、必要最低限の範囲内で申込者が所有し、又は占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。</p> <p>□申込者は、CSデジタル有料放送サービス約款（以下「約款」といいます。）第6条に基づく有料放送契約の成立に当たり、前項の使用に關し利害関係者がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を得るものとします。また、有料放送契約に關して加入申込者と利害関係者との間に紛争が生じた場合においては、当社は当該利害関係者と交渉等を行う義務を有しないものとします。</p> <p>□当社が、受信装置の設置を行うため受信装置に係る敷地、家屋または建造物等への立ち入り求めた場合においては、これに協力するものとします。</p> <p>□取付け完了後、受信装置の一式の管理責任はお客様へ帰すものとします。</p> <p>□受信装置の設置工事の際にお客様への確認に基づき行なった工事内容に關しまして、設置工事完了以降当社は責任を一切負いかねます。</p> <p>□設置の際にはスピーカーもしくは外部入力端子のあるオーディオ機器（コンポ・ラジカセ等）が必要です。</p>	<p>□パソコンへの接続は受付けておりません。</p> <p>□衛星受信の為、お住まいの環境・悪天候により受信できない場合がございます。</p> <p>□有料放送契約を、約款第18条に基づき解除する際は解除を希望する日の1ヶ月前までに申請してください。</p> <p>□チューナー等の貸与機材は約款第18条および第19条に基づく解除時に返却いたします。尚、チューナー等のご返却いただけない場合は、貸与機材実費相当額をご請求する場合がございます。</p> <p>□有料放送契約の解除をしたとき、視聴料の支払いが3か月未満であった場合は、以下に規定する手数料を支払わなければなりません。</p> <p>視聴料の支払いが無い場合…視聴料3か月分（非課税）</p> <p>視聴料の支払いが1ヶ月の場合…視聴料2か月分（非課税）</p> <p>視聴料の支払いが2ヶ月の場合…視聴料1か月分（非課税）</p> <p>□23ヶ月以内の解約には事務手数料3,000円（非課税）が発生します。</p> <p>□申込書の返却はいたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>□申込書に記載のお申込日を含めて8日間は、お客様は別途書面により無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができ、その効力は書面を発信したときから発生します。</p>
-------------	--	---

CSデジタル有料放送サービス約款 （有料電気通信役務利用放送役務契約約款）

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 株式会社USEN以下「当社」とは、この有料電気通信役務利用放送役務契約約款（別表第3号の料金表を含みます。以下「本約款」といいます。）により、CSデジタル有料放送サービスを提供します。

2 当社が提供するCSデジタル有料放送サービスは、「[SOUND PLANET]」と「[music AirBeel]」の2種類があります。

（約款の変更）

第2条 当社は、総務大臣への変更の届出を行った上で本約款を変更することがあります。この場合においては、加入者は、変更後の約款の適用を受けるとします。

（用語の定義）

第3条 本約款において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
一 CSデジタル有料放送サービス	送信装置を用いたデジタル放送により提供される当社の放送番組であって、当社と契約を締結した加入者のみが視聴できるもの
二 有料放送契約	CSデジタル有料放送サービスの提供を受ける契約
三 加入者	放送法第109条第2項第1号に規定する契約した者
四 加入申込者	当社に有料放送契約の申込みをする者
五 受信装置	当社が加入者に貸与するデジタル放送用受信機（付属品を含む。）及び受信アンテナ
六 人工衛星局	当社の放送番組を伝送する設備が設置された人工衛星の無線局
七 アップリンク局	当社の放送番組を人工衛星局に伝送する設備
八 電気通信役務利用契約	電気通信事業者が自ら（以下「電気通信事業者」といいます。）が当社の放送番組の放送を伝送する契約
九 電気通信事業者	当社と電気通信役務利用契約を締結した電気通信事業者
十 レンタルサービス契約	受信装置のレンタルサービスの提供を受ける契約
十一 一時提供休止サービス契約	受信装置の貸与サービスの提供を受ける契約

第2章 契約

（業務の一部委託）

第4条 当社は、CSデジタル有料放送サービスを提供するに当たり、有料放送契約の申込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、その他の業務を、当社が別途指定する者に委託することがあります。

（契約の単位）

第5条 有料放送契約は、受信装置ごとに締結することとします。

2 加入申込者は、当社の提供するCSデジタル有料放送サービスを、業務目的、不特定もしくは多数の人の利用に供する目的、または同時送信もしくは再分配の目的で使用する場合に、その条件、利用料等について別途当社の間で交渉されるものとします。

3 「[SOUND PLANET]」は、当社と加入申込者との間で有料放送契約を締結し、当社より有料放送の受信に必要な受信装置を貸与します。

4 「[music AirBeel]」は「レンタルサービス契約」と「受信装置貸与切りサービス契約」の2種類の契約形態があり、「レンタルサービス契約」で、当社と加入申込者との間で有料放送契約を締結したとき、加入申込者は、必要となる受信装置を貸与し、「受信装置貸与切りサービス契約」の場合は加入申込者が自ら受信装置を購入します。

（契約の成立）

第6条 加入申込者は、有料放送契約の申込みに当たっては、当社所定の加入申込書により、当社または当社が別途指定する者に申し込みを行わなければなりません。

2 「[SOUND PLANET]」並びに「[music AirBeel]」の有料放送契約は、加入申込者が前項に従って有料放送契約を申し込み、当社がその内容を確認後、スクランブルを解除した時点で成立します。

3 当社は、当該申込みに基づく債務の履行を怠るもそれが認められる相当の理由がある場合

一 加入申込者が著作権及び著作権管理権を侵害するおそれがある認められる相当の理由がある場合

二 その他加入申込者が有料放送契約に違反するおそれがある認められる相当の理由がある場合

四 加入申込者がCSデジタル有料放送サービス法に反する目的で利用しまたは利用するおそれがある認められる場合

五 本条第1項の加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

六 CSデジタル有料放送サービスの提供が著しく困難な場合

3 前項の規定により、CSデジタル有料放送サービスの加入申込みを承諾しない場合においては、当社は、その加入申込者に対し、当該申込みを承諾しない旨の理由を付して、当社所定の方法により通知します。

（契約申込内容の変更）

第7条 第6条第1項に記載された加入申込書の内容に変更が生じた場合またはCSデジタル有料放送サービスのコースや支払方法を変更しようとする場合においては、加入者は、当社が別に定める方法により、当社に変更の申込みまたは通知をしなければならない。ただし、契約内容を変更するためには、当社が総務大臣に届け出た手数料を支払ったことがあります。

2 当社は、前項の申込みについては、別表第3項から第5項までの規定を準用します。

3 第1項の規定にかかわらず、CSデジタル有料放送サービスの契約申込み内容等の変更の取扱いについて、料金表に特例の定めがある場合は、その定めるところによります。

（加入申込みの撤回）

第8条 第6条第2項の規定にかかわらず、加入申込者は、同条第1項の加入申込みの日から起算して8日を経過するまで、書面により加入申込みの撤回を行うことができます。

2 加入申込みの撤回は、前項の撤回に際したときにその効力を生じます。ただし、その撤回をした期日を証明できる書類等の提示をいただかない限りは、撤回は認められません。

3 第1項の規定に基づき加入申込みの撤回を行った者は、既に視聴料または手数料（以下「有料放送料金等」といいます。）を支払っている場合においては、その返却を請求することができます。

（契約の有効期間）

第9条 有料放送契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の翌月の初日より2年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに加入者または当社が更新拒絶の意思表示がない場合においては、有料放送契約は、更に2年間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。

第3章 CSデジタル有料放送サービスの提供及び受信

（CSデジタル有料放送サービスの提供）

第10条 当社は、有料放送契約の有効期間中に放送設備の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除き、原則としてCSデジタル有料放送サービスを提供168時間、加入者に提供します。

（受信装置の設置等）

第11条 原則として受信装置は加入希望者が設置します。尚、加入者自身による設置工事から発生する事故等については当社は責任を負いません。

（受信装置の管理等）

第12条 加入者は、受信装置を自己の責任で維持、管理し、これによりCSデジタル有料放送サービスの提供を受けられるものとします。

（受信装置の設置場所の移転）

第13条 加入者は、受信装置の設置場所の移転をする場合においては、当社に対し当社所定の方法にて住所変更の手続きを行うものとします。

2 当社は、前項の手続きについては、別表第4項及び第5項の規定を準用します。

3 「[music AirBeel]」受信装置貸与切りサービス契約の加入者が、受信装置を第三者に対し、譲渡、質入、転貸等する場合は、加入者は当社所定の方法により有料放送契約の解除を行っていただく必要があります。当該加入者がこれに違反した場合当社は、第12条に定める罰則規定を適用し、損害賠償を請求します。

（故障及びメンテナンス等）

第14条 視聴料が支払われた場合においては、加入者は、受信装置による故障がないことを確認した後、速やかに当社に通知しなければならないものとします。この場合においては、当社は、速やかに受信装置を調査し、当社の放送設備に何等かの異常があったときは、当社の責任において必要かつ合理的なものとします。

2 「[music AirBeel]」受信装置貸与切りサービス契約の場合、設置した受信装置の機能不全により視聴料が支払われたときは、当社による保証書が発行される場合は保証条件に従って修理します。製造メーカーによる保証書が発行されている場合はメーカー保証となり当社は保証しません。

3 当社は、施設の維持管理のため、CSデジタル有料放送サービスの電波を一時的に停止することがあります。この場合においては、当社は、原則として事前にその旨を放送番組等によりお知らせします。

第4章 料金

（料金及び支払）

第15条 加入者は、当社が総務大臣に届け出た有料放送料金等を別表第1号に規定するところにより当社に支払わなければならないものとします。

2 加入者がその加入契約の有効期間中に支払わなければならない有料放送料金等は原則として加入申込み時において当社から通知するものとします。ただし、別表第1号に規定する支払いに加入者が支払わなければならない有料放送料金等の通知を希望する場合は、その支払日を事前に当社から加入者に通知するものとします。

3 支払われた有料放送料金等は、本約款に規定する場合は、払い戻ししません。

4 当社が払戻しを行う場合においては、加入者は、当社が総務大臣に届け出た返金手数料を支払わなければならないものとします。ただし、別表第2号に基づき払戻しについては、返金手数料を請求しません。

5 当社は、総務大臣へ届け出た有料放送料金等を改定することがあります。これにより改定時における加入者の月額支払金額が変更となる場合があります。当社は、加入者に対し改定された金額を適用する日の1ヶ月前までに改定された料金を通知するものとします。

6 前項の場合においては、加入者により既に支払われた視聴料（以下「前払」視聴料」といいます。）と改定された料金との差不足は、改定料金適用日を含む月の末日までに精算するものとします。ただし、料金値下げの場合で

あって、加入者から別添の申出がないときは、前払「視聴料」の余剰は、次回以降の前払「視聴料」の支払いに充当されます。

7 加入者からの申出により、CSデジタル有料放送サービスのコースを変更した場合の前払「視聴料」と変更後の料金との差不足についても、前項と同様の扱いとします。

8 加入者の責に帰せざる事由により、CSデジタル有料放送サービスを月のうち半分以上提供しなかった場合においては、当社は、当該CSデジタル有料放送サービスに係る当該月の視聴料を請求しません。前払「視聴料」がある場合には、加入者からの申出により、当該前払「視聴料」を返付または次回以降の視聴料の支払いに充当します。

（返済利息）

第16条 加入者が支払うべき有料放送料金等その他の債務に關し、支払期日を1か月を超えても支払わない場合においては、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間に年14.5%の割合で計算した額を返済利息として加入者に対し請求できるものとします。

（一時提供休止）

第17条 加入者は、長期不在等により、CSデジタル有料放送サービスの一時的提供休止を希望する場合においては、希望する休日及び予定の休止解除日を希望する日の1ヶ月前までに当社所定の書式で申し出て、当社が総務大臣に届け出た一時提供休止手数料を支払う必要があります。この場合においては、当社が総務大臣に届け出た一時提供休止手数料を支払う必要があります。

2 加入者は、CSデジタル有料放送サービスの一時的提供休止の解除を希望する場合においては、当社に通知しなければならないものとします。

3 当社は、一時提供休止期間に對する視聴料についてはこれを請求せず、既に支払われた視聴料がある場合においては、その有料放送契約の有効期間の終了後に自動的に更新される有料放送契約の前払「視聴料」に充当することを基本とします。

4 視聴料の請求は、一時提供休止の解除の日より行われず。

5 1回の一時提供休止期間は最長6か月とし、連続した期間が6か月を超える場合においては、期間満了の翌日をもって自動的に有料放送契約が解除されます。この場合において加入者は、当社が総務大臣に届け出た事務手数料を支払う必要はありません。

6 一時提供休止期間は、開始から1年間のうち通算して6ヶ月を超えてはならないものとし、通算して6ヶ月を超える場合については、前項に準じます。

第5章 契約の解除等

（加入者が行う契約の解除）

第18条 加入者は、有料放送契約の解除を希望する場合においては、解除を希望する日の1ヶ月前までに、当社所定の方法により当社に通知しなければならないものとします。

2 前項の場合において、加入者は、当社が総務大臣に届け出た事務手数料を支払わなければならないものとします。

3 第1項に基づき加入者が契約の解除を行った場合においては、当社は、別表第2号の規定に基づき有料放送料金等を支払います。ただし、他にCSデジタル有料放送サービスを提供している場合は、払戻金とそれらの契約に係る有料放送料金等の支払いに充当されるものとします。

4 第1項に基づき加入者が有料放送契約の解除をしたとき、視聴料の支払いが3か月未満であった場合は、別表第2号に規定する手数料を支払わなければならないものとします。

（当社が行う契約の解除等）

第19条 当社は、加入者が本約款上支払うべき金員の支払いを怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めた催告の上（ただし、別表第5項第5項による解除については当社からの催告を要しないものとし）、加入者に対するCSデジタル有料放送サービスを停止して有料放送契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、当社が総務大臣に届け出た事務手数料を支払わなければならないものとします。

2 次の各号の事由によりCSデジタル有料放送サービスの提供が不可能となった場合、有料放送契約は終了するものとします。

一 当社の電気通信役務利用放送業務の登録が取り消された場合

二 電気通信事業者の無届期の免許が取り消され、または再免許が拒否された場合

三 当社がCSデジタル有料放送サービスを提供するために必要な放送設備または視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合

四 人工衛星局またはアップリンク局に回復不能の損害が生じた場合等当社と電気通信役務契約を締結した電気通信事業者との間の契約が履行されない場合

五 別表第2項の視聴料等が滞りない場合

六 その他当社がCSデジタル有料放送サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合

3 当社は、天災、事象等により、加入者がCSデジタル有料放送サービスを受けることが著しく困難であると認められる事象が生じた場合であって、かつ、当社が加入者の有料放送契約に何等かの意思を窺見することが困難であるときは、当社に加入者に対するCSデジタル有料放送サービスを停止します。この場合、当社が定める期間の経過後は、有料放送契約は終了するものとします。

4 当社は、加入者がCSデジタル有料放送サービスを法及び他の法令に反する目的で利用しまたは利用するおそれがある認められる場合においては、直ちに加入者に対するCSデジタル有料放送サービスを停止して有料放送契約を解除するものとします。この場合においては、当社に、有料放送料金等を払い戻しません。

5 第1項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合においては、解除された原因が除去することが必要です。当社は、再加入を認めるときは、新たな有料放送契約を締結するものとします。

6 第2項に基づき契約が解除された場合は第3項に基づき契約が終了した場合においては、当社は、別表第2号に基づき視聴料を払い戻します。

7 第1項に基づき契約を解除しようとする場合または第2項に基づき契約を終了した場合においては、当社は加入

者に対し、その旨を理由を付して当社所定の方法により通知します。ただし、契約の終了が緊急やむを得ないものにおいてはこの限りではありません。

(受信装置の返却)

第20条 「SOUND PLANET」または「music AirBee!」レンタルサービス契約の加入者は、有料放送契約が解除され、または終了した場合においては、直ちに受信装置を当社所定の方法により返却するものとします。

(債権の譲渡)

- 第21条 当社は、別表第1号の規定により、支払いを要することになった料金その他債務に係る債権の全部または一部を当社が第三者に譲渡することがあります。
- 当社は前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその加入者に対して通知します。

第6章 禁止事項等

(禁止事項等)

- 第22条 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。万一、加入者が次に掲げる行為を行った場合、当社は有料放送契約を解除し、当該行為により当社に損害が生じた場合、加入者はその賠償を請求する権利を有します。この場合において、加入者は、当社が総務大臣に届け出た事務手数料を支払わなければならない。
- 本来の方法によらず、CSデジタル有料放送サービスを不正に受け、または受けようとする行為
 - 「SOUND PLANET」加入者もしくは「music AirBee!」レンタルサービス加入者が受信装置を転貸、譲渡、売却、買入等する行為または「music AirBee!」受信装置買い切りサービス加入者と有料放送契約の解除をしない受受信装置を転貸、譲渡、売却、買入等する行為
 - あらかじめ当社の承諾を得た場合を除き、契約成立時に、設置した場所から受信装置を移動し、または接続変更する行為
 - 「SOUND PLANET」加入者および「music AirBee!」レンタルサービス加入者が、受信装置を分解し、または受信装置に変更を加える行為
 - 放送番組の内容の複製頒布等著作権または著作権隣接権を侵害する行為
 - 法令に違反する行為

(免責事項)

- 第23条 当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。
- 天災、事変及び降雨減速その他の自然に起因する視聴障害
 - 当社または電気通信事業者の責に帰さない事由により生じたCSデジタル有料放送サービスの停止
 - その他加入者の行為に起因する異常

(電気通信事業者の責任)

第24条 第19条第2項第四号の事由により有料放送契約が終了した場合においては、電気通信事業者は、加入者の損害を当社の放送を受信するために要した額を限度として賠償します。

第7章 加入者個人情報の保護

(加入者個人情報の取扱い)

- 第25条 当社は、保有する加入者個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成十六年八月三十一日総務省告示第六百九十六号。以下「指針」といいます。）に基づき、ほか、当社が指針第二十八条に基づいて定める基本方針（プライバシーポリシーおよび個人情報の利用目的を総称し以下「個人情報取扱規程」といいます。）及び本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
- 当社の個人情報取扱規程には、当社が保有する加入者個人情報、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）、が当社に対して行う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを公表します。
 - 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(加入者個人情報の利用目的等)

- 第26条 当社は、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。なお、第四号及び第十号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合を除き、CSデジタル有料放送サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。
- 有料放送契約の締結及び継続に関すること
 - CSデジタル有料放送サービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
 - 有料放送料金等の請求及び取納
 - CSデジタル有料放送サービスに関連する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報提供、当社が提供する有料放送の役務の紹介、当社または当社の代理人が発行する番組情報紙（他の放送事業者が提供する有料放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付）
 - 本人に対する通知、連絡
 - 本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
 - CSデジタル有料放送サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - 受信装置の設置及び調整・検査・修理・返却
 - CSデジタル有料放送サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - 加入者に対する特典の提供
 - CSデジタル有料放送サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限りず。）
- 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合及び第28条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含まれません。）。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 本人が書面等により同意した場合
 - 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、または個人情報取扱規程に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - 第三者への提供を利用目的とするとき
 - 第三者に提供される加入者個人情報の項目

ウ 第三者への提供の手段または方法

- 本人からの求めに応じた当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること。
- 当社は、前項の規定により加入者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について個人情報取扱規程に定めます。
- 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、または本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人にこれにて通知します。
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(加入者個人情報の共同利用)

- 第27条 当社は、前条第一項第一号から第十一号までに定める目的で取り扱う加入者個人情報（本項においては、有料放送契約時に加入者が告げた事項及び第7条第1項により加入者が申込みまたは通知した事項に関する限り、具体的な項目は個人情報取扱規程に定めます。）を、その目的を達成するために当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
- 当社は、第6条第4項の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第19条第1項もしくは第4項の規定に基づいて契約解除を行った場合、当該承諾または解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち個人情報取扱規程に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第6条第4項または第19条第1項もしくは第4項の要件に、該当するか否かの判断に限ります。
- 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称は個人情報取扱規程に定めます。
 - 前三項に定める場合のほか、当社が保有する加入者個人情報を他者と共に利用する場合は、共同して利用される加入者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該加入者個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、個人情報取扱規程に定めます。

(加入者個人情報の取扱いの委託)

- 第28条 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
- 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の漏えい、滅失またははき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」といいます。）のために適切な措置を講じること等と内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
 - 当社は、第1項の委託先との間で、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

(安全管理措置)

- 第29条 当社は、加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置を講じます。（本人による開示の求め）
- 第30条 本人は、当社または当社の代理人に対し、個人情報取扱規程に定める手続により、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示（加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）の求めを行うことができます。
- 当社または当社の代理人は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。）当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 当社または当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合
 - 前二項の規定にかかわらず、当該加入者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第3条各号に該当することとなる場合、または当該加入者個人情報が6ヶ月以内に消去されるものである場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。
 - 当社は、第2項ただし書及び前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

(本人による利用停止等の求め)

- 第31条 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、個人情報取扱規程に定める手続により、当社または当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
- 加入者個人情報の内容が事実ではないという理由による加入者個人情報の訂正、追加または削除
 - 加入者個人情報が第26条第1項または第2項の規定に違反して取り扱われているという理由による加入者個人情報の利用の停止または消去
 - 加入者個人情報が第26条第3項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前条第2項第二号または第三号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 当社は、当社の代理人は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく書面により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

(本人確認と代理人による求め)

- 第32条 当社は、第26条第5項、第30条第1項または第31条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の本人であることをの確認を、個人情報取扱規程に求める手続により行います。
- 2 本人は、第26条第5項、第30条第1項または第31条第1項の求めを、代理により行うことができます。

(本人の求めに係る手数料)

- 第33条 当社または当社の代理人は、第26条第5項及び第30条第1項の求めを受けた場合は、個人情報取扱規程に定める手数料を請求します。
- 前項の請求は、当社から本人（この項においては加入者に限りず。）に対して通知または開示をした月の有料放送料金等と合わせて取納することができるものとします。
 - 前二項に定める場合のほか手数料に係る手続は、個人情報取扱規程に定めます。

(苦情処理)

第34条 当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に規定します。

(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

第35条 当社は、第26条第5項、第30条第1項または第31条第1項に基づく苦情、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、個人情報取扱規程掲載の窓口において受け付けます。

(保存期間)

第36条 当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を契約・利用目的の終了及びそれに類する業務の終了後、3年と定め、これを超過した加入者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないとは、この限りではありません。

(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

- 第37条 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかに、その事実関係を本人に通知するよう努めます。
- 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失またははき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
 - 前二項の規定は、通知または公表することにより、第30条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第8章 権利関係

(権利の譲渡)

第38条 加入者は、有料放送契約上の権利、義務その他有料放送契約上の地位の全部または一部について譲渡、買入、賃貸その他の処分を行うことはできません。

(契約上の地位の承継)

- 第39条 相続により、有料放送契約上の地位は承継されるものとします。
- 加入者の有料放送契約上の地位を承継した者（以下「承継者」という。）は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実及び当社の指定する事項を当社に通知しなければならない。尚、承継者には当社が総務大臣に届け出た承認手数料を支払っていただきます。
 - 当社は、前項の通知があったときは、第6条第3項から第5項までの規定を準用します。

第9章 保証条件

(サービス保証)

第40条 music AirBee!受信装置買い切りサービス music AirBee!受信装置買い切りサービスの受信装置に関しては添付される保証書（別紙）に記載された条件に従って保証サービスを実施いたします。

第10章 罰則規定

(損害賠償請求—SOUND PLANETまたはmusic AirBee!レンタルサービス加入者)

第41条 「SOUND PLANET」または「music AirBee!」レンタルサービス加入者が受信装置を損害、紛失、盗難、転貸、譲渡、売却、買入等した場合、または当該加入者に対して以下に定める請求を行うものとします。

- 当社が設置した受信装置一式の実費請求
- 当社が被った損害の全金額

(損害賠償請求—music AirBee!受信装置買い切りサービス契約の加入者)

第42条 music AirBee!受信装置買い切り契約加入者が受信装置を第三者に譲渡、買入、転貸等したにも拘らず当社指定の書式により有料放送サービスの解除を行わなかった場合、これによって当社が被った全損害を加入者に対し請求するものとします。

第11章 その他

(特記事項)

第43条 当社は、2008年2月22日をもって、music AirBee!受信装置買い切りサービス並びに、レンタルサービス契約「KingBee」「QueenBee」「HoneyBee」「WorkerBeeDual」「WorkerBeeSingle」「TryBee」コースの新規申込受付を停止いたします。

2 当社は、2010年4月1日以降、SOUND PLANETコースパッケージ「COOL MIX」「昭和 MIX」「ワールドレディオ MIX」につき、新規申込受付を停止し、2010年3月31日以前に当社が申込みを受付けた加入者については、別表第3号(2)-5 経過措置の定めに従いサービスを提供するものといたします。

別表第1号（第16条関係）

支払方法及び支払日

	支払項目	支払方法	支払日
		クレジットカード・口座振替・振賦（※2）	ご利用による金融機関の引落日に準じます
視聴料	月 払	振込・集金	ご利用月の末日まで
視聴料（※1）	年 払	クレジットカード・口座振替	当該支払に係る最初のご利用月の末日まで
	又、は年払	振込・集金	当該支払に係る最初のご利用月の末日まで
手数料	クレジットカード・口座振替・振込・集金	変更等の効力発生日の属する月の末日まで	
（※1）視聴料の支払は、契約成立の日の属する月の翌月ごとにご利用月ごとにお支払いただきます。			
（※2）振賦とは「当社指定の信販会社を利用した支払方法」をいいます。			
（※3）music AirBee!新規申込での支払方法は月払のみとなります。			

別表第2号

支払送送料金等の払戻

【月払の場合】

有料放送サービスを当該月のうち半分以上提供しなかった場合、既に支払われた視聴料から返金手数料を除いた額を払い戻します。

有料放送サービスを当該月のうち半分以上提供した場合、払戻金は生じません。

【一括払の場合】

既に支払われた一括払の有料送送料金等から、既に視聴した月数に月払の有料放送料金等を乗じた額と返金手数料を除いた額を払い戻します。

※計算結果に円未満の端数が生じた場合については、その端数を切り捨てます。

※既に視聴した月数の払戻金の計算は、月払の場合の払戻金の計算の例に従います。

別表第3号(第1条、第10条、第43条関係)

SOUND PLANET料金表及びmusic AirBeel料金表

(CSデジタル放送サービス料金表)

- (1)品目
CSデジタル有料放送サービスは、SOUND PLANETとmusic AirBeelの2種類となり、それぞれのコースは以下のとおりとなります。

SOUND PLANET		music AirBeel	
コース	内 容	コース	内 容
ALL MIX	番組表記載のA～Kの全番組及びデータ放送	music AirBeel	AirBeel番組表記載の全番組及びデータ放送
DUAL MIX	番組表記載のA～Kより2つ選択		
SINGLE MIX	番組表記載のA～Kより1つ選択		

- (2)利用料金
CSデジタル有料放送サービスはSOUND PLANETとmusic AirBeelの2種類
下記が各々のサービスに準じた利用料金

SOUND PLANET		支払方法		視聴料	
コース		月 払	集 金	月 額	年 額
ALL MIX	2年間の継続支払(※1)	月 払	集 金	6,000円(税込6,300円)	72,000円(税込75,600円)
		月 払	口座振替・振込・集金	34,200円(税込35,910円)	410,400円(税込430,740円)
		年 払	口座振替・振込・集金	64,800円(税込68,040円)	777,600円(税込812,880円)
DUAL MIX	2年間の継続支払(※1)	月 払	集 金	5,000円(税込5,250円)	60,000円(税込63,000円)
		月 払	口座振替・振込・集金	28,500円(税込29,925円)	342,000円(税込359,100円)
		年 払	口座振替・振込・集金	54,000円(税込56,700円)	648,000円(税込680,400円)
SINGLE MIX	2年間の継続支払(※1)	月 払	集 金	4,500円(税込4,725円)	54,000円(税込56,700円)
		月 払	口座振替・振込・集金	25,650円(税込26,933円)	307,800円(税込322,600円)
		年 払	口座振替・振込・集金	48,600円(税込51,030円)	583,200円(税込611,560円)

(2)-2 割引後利用料金

コース	支払方法	視聴料
ALL MIX	クレジットカード・口座振替・振込	月 額 5,900円(税込6,195円)
	2年間の継続支払(※1)	月 額 5,600円(税込5,880円)
	2年間の継続支払 且つクレジットカード・口座振替・振込(※2)	月 額 5,500円(税込5,775円)
DUAL MIX	クレジットカード・口座振替・振込	月 額 4,900円(税込5,145円)
	2年間の継続支払(※1)	月 額 4,600円(税込4,830円)
	2年間の継続支払 且つクレジットカード・口座振替・振込(※2)	月 額 4,500円(税込4,725円)
SINGLE MIX	クレジットカード・口座振替・振込	月 額 4,400円(税込4,620円)
	2年間の継続支払(※1)	月 額 4,100円(税込4,305円)
	2年間の継続支払 且つクレジットカード・口座振替・振込(※2)	月 額 4,000円(税込4,200円)

- (※1) 2年間の継続支払による割引額は、2年間の利用が前提の為、視聴料のお支払が24ヶ月未満の場合、解約金として9,600円(税込) (割引価額400円の2年間分)の支払が発生します。
(※2) 2年間の継続支払による割引額は、2年間の利用が前提の為、視聴料のお支払が24ヶ月未満の場合、解約金として12,000円(税込) (割引価額500円の2年間分)の支払が発生します。

(2)-3「視覚障害者割引」

SOUND PLANET及びmusic AirBeel	内 容	月額視聴料
6歳以上の視覚障害者手帳取得者		3,000円(税込3,150円)

*契約時、6歳以上の視覚障害者手帳の複写を提出いただきます。

(2)-4 経過措置 2008年1月16日以前の当社委託先取り次ぎの加入者においては、以下の料金を適用します。

コース	支払方法	視聴料
ALL MIX	クレジットカード・口座振替	月 額 5,500円(税込5,775円)
	集金・振込	月 額 6,000円(税込6,300円)
	A型 B型	月 額 6,000円(税込6,300円) 月 額 4,500円(税込4,725円)
DUAL MIX	クレジットカード・口座振替	月 額 4,500円(税込4,725円)
	集金・振込	月 額 5,000円(税込5,250円)
	割賦(※1) C型	月 額 5,000円(税込5,250円)
SINGLE MIX	クレジットカード・口座振替	月 額 4,000円(税込4,200円)
	集金・振込	月 額 4,500円(税込4,725円)
	割賦(※1) D型	月 額 4,500円(税込4,725円)

(※1) 割賦とは「当社指定の信販会社を利用した支払方法」をいいます。

(3)手数料

項 目	金 額	単 位	適 用	支払方法
契約内容変更 手数料	5,000円(税込5,250円)	1回	コース変更、並びに同一コース内の番組の変更	クレジットカード・ 口座振替・ 振込・集金
一時的休止手数料	500円(税込525円)	1回	上記以外の契約内容変更	
返金手数料	実 費	1回	サービスの一時的提供停止	
承継手数料	1,000円(税込1,050円)	1回	料金払戻時にかかる送金手数料	払戻金と相殺
承継手数料	1,000円(税込1,050円)	1回	相続によるサービス契約の承継	クレジットカード・口座振替・ 振込・集金
項 目	金 額	利用期間	適 用	支払方法
事務手数料	33,000円(非課税)	23か月以内※	支払方法が割賦払A型・C型・D型でご契約の場合	クレジットカード・ 口座振替・ 振込・集金
	3,000円(非課税)	23か月以内※	上記以外の上記以外の支払方法の場合	
	0円	24か月以降※	すべての支払方法	
3ヶ月未満の解約 に対する手数料	視聴料3か月分	—	視聴料の支払が無い場合	
	視聴料2か月分	—	視聴料の支払が1か月の場合	
	視聴料1か月分	—	視聴料の支払が2か月の場合	

*休止期間を除きます。

- (2)-5 経過措置 2010年3月31日以前の加入者においては、2010年4月1日から2012年3月31日まで、以下の表の定めに従いサービスを提供します。

申込時コース名	2010年4月以降 適用サービス	支払方法	視聴料	
COOL MIX	代替 サービス (※1)	月 払	集 金	5,000円(税込5,250円)
		月 払	口座振替・振込・集金	28,500円(税込29,925円)
		年 払	口座振替・振込・集金	54,000円(税込56,700円)
昭和 MIX	代替 サービス (※1)	月 払	集 金	4,500円(税込4,725円)
		月 払	口座振替・振込・集金	25,650円(税込26,933円)
		年 払	口座振替・振込・集金	48,600円(税込51,030円)
ワールド レディオ MIX	代替 サービス (※1)	月 払	集 金	3,500円(税込3,675円)
		月 払	口座振替・振込・集金	19,950円(税込20,948円)
		年 払	口座振替・振込・集金	37,800円(税込39,690円)

music AirBeel

コース	支払方法	月額視聴料
music AirBeel	クレジットカード・口座振替・振込	3,800円(税込3,990円)
	集金	3,900円(税込4,095円)

(2)-7 経過措置

経過措置としてmusic AirBeelにおいて2008年2月22日以前の加入者においては、以下の料金を適用します。

コース	支払方法	登録料金	基本料金	器材費	会員費(※1)	視聴料	割引後利用料金(※2)	
King Bee	レ ン タ ル 赤 り 切 り	クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	3,400円(税込3,570円)	なし
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	3,400円(税込3,570円)	半年払 33,060円(税込34,713円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	3,400円(税込3,570円)	年 払 62,640円(税込65,772円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	3,400円(税込3,570円)	月 払 21,660円(税込22,743円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	3,400円(税込3,570円)	半年払 41,040円(税込43,092円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	3,400円(税込3,570円)	年 払 81,600円(税込85,968円)
Queen Bee	レ ン タ ル 赤 り 切 り	クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	2,800円(税込2,940円)	なし
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	2,800円(税込2,940円)	半年払 29,640円(税込31,122円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	2,800円(税込2,940円)	年 払 56,160円(税込58,968円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	2,800円(税込2,940円)	月 払 18,240円(税込19,152円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	2,800円(税込2,940円)	半年払 34,560円(税込36,288円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	2,800円(税込2,940円)	年 払 67,680円(税込71,136円)
Honey Bee	レ ン タ ル 赤 り 切 り	クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,800円(税込1,890円)	なし
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,800円(税込1,890円)	半年払 23,940円(税込25,137円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,800円(税込1,890円)	年 払 45,360円(税込47,628円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,800円(税込1,890円)	月 払 12,540円(税込13,167円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,800円(税込1,890円)	半年払 23,760円(税込24,948円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,800円(税込1,890円)	年 払 45,360円(税込47,628円)
Worker Bee Dual	レ ン タ ル 赤 り 切 り	クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,600円(税込1,680円)	なし
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,600円(税込1,680円)	半年払 22,800円(税込23,940円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,600円(税込1,680円)	年 払 43,200円(税込45,360円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,600円(税込1,680円)	月 払 11,400円(税込11,970円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,600円(税込1,680円)	半年払 21,600円(税込22,680円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,600円(税込1,680円)	年 払 42,000円(税込44,100円)
Worker Bee Single	レ ン タ ル 赤 り 切 り	クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,200円(税込1,260円)	なし
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,200円(税込1,260円)	半年払 20,520円(税込21,546円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	1,200円(税込1,260円)	年 払 38,880円(税込40,824円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,200円(税込1,260円)	月 払 9,120円(税込9,576円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,200円(税込1,260円)	半年払 17,280円(税込18,144円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	1,200円(税込1,260円)	年 払 34,560円(税込36,288円)
Try Bee	レ ン タ ル 赤 り 切 り	クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	580円(税込609円)	なし
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	580円(税込609円)	半年払 16,980円(税込17,835円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	0円	1,000円(税込1,050円)	580円(税込609円)	年 払 32,184円(税込33,793円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	580円(税込609円)	月 払 5,860円(税込6,145円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	580円(税込609円)	半年払 10,596円(税込11,113円)
		クレジットカード・口座振替・振込・集金	3,000円(税込3,150円)	400円(税込420円)	オプション価格	0円	580円(税込609円)	年 払 21,192円(税込22,226円)

(※1) 会員費はレンタルのみに発生するものとする。

(※2) 割引後利用料金の定義(真いつ切)：(基本料金+視聴料)から割引(レンタル)：(基本料金+視聴料+会員費)から割引・3年目以降は継続割引に対応した料金から支払割引が発生するものとする。

(4) コース変更の取扱制限

割賦払をご利用の場合に限り、基本的に現在ご加入の有料放送契約の更新時に限ります。

(5) 支払方法変更の取扱制限

割賦払をご利用の場合については、現在ご加入いただいている有料放送契約の更新時に限ります。
年払及び半年払の場合については、それぞれお支払いいただいた視聴料に対する期間経過時のみ変更できます。割賦払へ変更する場合には、現在ご加入いただいている有料放送契約の更新時に限ります。
年払へ変更する場合には、現在ご加入いただいている有料放送契約の更新時までの残余期間が1年に満たない場合においても変更した場合は1年間の継続意思があるものと見做します。
半年払へ変更する場合には、現在ご加入いただいている有料放送契約の更新時までの残余期間が6ヶ月に満たない場合においても変更した月から半年間の継続意思があるものと見做します。

(2)-5-② 割引後利用料金

申込時コース名	2010年4月以降 適用サービス	支払方法	視聴料	
COOL MIX	代替 サービス (※1)	月 払	クレジットカード・口座振替・振込	4,900円(税込5,145円)
		月 払	2年間の継続支払(※2)	4,600円(税込4,830円)
		月 払	2年間の継続支払 且つクレジットカード・口座振替・振込(※3)	4,500円(税込4,725円)
昭和 MIX	代替 サービス (※1)	月 払	クレジットカード・口座振替・振込	4,400円(税込4,620円)
		月 払	2年間の継続支払(※2)	4,100円(税込4,305円)
		月 払	2年間の継続支払 且つクレジットカード・口座振替・振込(※3)	4,000円(税込4,200円)

(※1) 代替サービスとは、SOUND PLANET[ALL MIX]コースに準じて当社が指定するチャンネルによるサービスを行います。
また、2012年3月31日までの間、代替サービス加入者の契約内容変更手数料は無償とします。
(※2) 2年間の継続支払による割引額は、2年間の利用が前提の為、視聴料のお支払が24ヶ月未満の場合、解約金として9,600円(税込) (割引価額400円の2年間分)の支払が発生します。
(※3) 2年間の継続支払による割引額は、2年間の利用が前提の為、視聴料のお支払が24ヶ月未満の場合、解約金として12,000円(税込) (割引価額500円の2年間分)の支払が発生します。

(6) 消費税等の取扱

通信衛星によるデジタル放送に係る有料放送送務契約約款の規定により料金表に定める料金について支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(7) 受信装置の追加

加入者が、有料放送契約同一帯域内において、CSデジタル有料放送サービスの受信装置を追加することを希望している場合には、当社は別途定める条件にて受信装置を貸与するものとします。

【付則】(改定履歴)

施行	平成14年10月1日	改定	平成14年11月1日	改定	平成15年4月1日
改定	平成16年4月1日	改定	平成17年4月1日	改定	平成19年2月10日
改定	平成19年4月1日	改定	平成20年2月1日	改定	平成20年2月22日
改定	平成22年4月1日				

